

### 第3 藤本事件の真相

#### 一 はじめに

藤本事件とは、1951年に熊本県菊池郡水源村（現菊池市）で起きた2つの事件（ダイナマイト事件、殺人事件）を呼ぶ。1951年8月1日午前2時頃、ダイナマイトによる「殺人未遂」事件が発生し、この事件で藤本松夫（当時29歳）が逮捕された。被害者がかつて村役場の衛生係をしていたとき、県衛生課の要請に対して彼を「らい」患者として報告したことから、菊池恵楓園への入所勧告を受けることとなり、そのことを恨んだ末の犯行とされたのであった。彼は無実を主張し、福岡高裁に控訴したが、その控訴審中1952年6月16日、恵楓園内にある菊池地拘置所を脱走した。ところが、その3週間後の7月7日午前7時頃、路上で件の被害者が全身に20数ヶ所の切刺傷を負い、殺害されているのが発見されたのであった。当然のように容疑は藤本松夫へと向けられ、大捜索が行われた結果、その6日後、実家近くの小屋にいるところを発見された。逃げようとした彼は、警察官に拳銃で撃たれ、倒れたところを「単純逃走、殺人容疑」で逮捕された。1952年11月22日に殺人罪で起訴され、5回の公判の後、熊本地裁（出張裁判）は、1953年8月29日、死刑の判決を言い渡した。

この藤本事件は、戦後行われた「第二次無らい県運動」及び菊池恵楓園の増床計画、菊池医療刑務所の設立に伴う強制隔離政策を背景として起こった事件である。藤本松夫は裁判所構内の通常の法廷に一度も立つことなく、死刑判決が言い渡され、そして死刑が執行された。

第一審で死刑判決が言い渡される頃、1953年の「らい予防法」改正反対闘争の中から始まった「公正裁判要請運動」は、療養所の入所者のみならず、多くの人々を巻き込んで、「藤本松夫氏を救う会」（1958年）までに発展していた。藤本事件の本質は、ハンセン病患者に対する社会的偏見と、国のハンセン病政策の過ちによるものである、というのが彼らの見方であった（藤本事件の経過については、【資料IV-5】参照）。

ここでは、ハンセン病であるがゆえの差別・偏見が、公正な裁判を行えるような状況ではない条件の下で、藤本事件の訴訟にいかにか影響を及ぼしたかについて、以下検討を加える。

#### 二 藤本事件の背景

##### 1. 戦後の無らい県運動と増床計画

1949年6月の全国療養所所長会議において、第二次無らい県運動の実施が決定され、療養所の収容力の増強と、患者の一斉検診による未収容患者の収容徹底が図られた。そして、1950年、国立「らい」療養所の千床増床が決定され、そのすべてが恵楓園に集中されることになった。そうして1951年6月10日、恵楓園は収容能力2100名の最大規模の療養所となった。

## 第四 1953年の「らい予防法」

### 2. 拘置所・刑務所の設置

増床計画に合わせて、菊池恵楓園内に定員 45 名の刑務所建設が予定されていた。「患者が療養環境の明朗化を期して努力している時、所内に刑務所を設置することは人間性を無視した行為であり、精神衛生の面から見ても、恵楓園の致命的欠陥となるものだ」と自治会は反対した（増重文「自治会 40 年の歩み」『菊池野』（自治会創立 40 周年記念特集））。しかし、患者居住地区は避けられたものの 1953 年 3 月隣接地に定員 75 名の菊池医療刑務支所が完成した（菊池刑務支所には多い年で 22 名、1971 年頃からは 1、2 名の在監数であった。1986 年新庁舎に更新築（定員 10 名）されたが、1999 年廃止になるまでの在監数は 1 名であった）。

なお、菊池恵楓園内の拘置所（いわゆる外監禁）は、1938 年 12 月熊本県警により園内に留置場として 1 棟（36 坪）設置されている（1965 年 12 月、厚生省の指示により取り壊されている）。

### 3. 入所勧告

県は増床した分の患者数を確保する必要があった。1950 年 4 月、すべてのハンセン病患者を入所させるという国の方針のもと、県は強制収容を開始する。

藤本松夫は、1941 年に一斉検診が行われたとき、恵楓園の医者からハンセン病である旨の診断を受けたことがあり、1950 年 12 月、翌年 2 月までに恵楓園に入所するようにとの入所勧告が行われていた（入所勧告書は 1951 年 1 月 9 日付。後掲【資料Ⅳ-6】）。このとき松夫氏は、「愕然として」、「家族ともども悲観にくれているうち」、もう一度病名を確かめようと北九州の病院や大学病院をまわり、ハンセン病ではない旨の証明書を 3 通持って地元に戻り、「祝宴まで催して人々にその旨伝え、心気一転して再び農業にいそしみ始めた」（1952 年 6 月 9 日ダイナマイト事件判決。【資料Ⅳ-7】参照）。しかし、1951 年 2 月 24 日に再び県衛生課から村役場を通じて、5 月までに恵楓園に入所するようにとの通知を受ける。ハンセン病に対する隔離政策は、一旦ハンセン病と診断された以上、強制的に入所させることが前提となっていたのである。

### 4. 国会における三園長発言

1951 年 11 月 8 日、参議院厚生委員会「らい小委員会」において、いわゆる三園長発言が行われている。この時宮崎松記菊池恵楓園長は、まだ裁判も開始していない、有罪も確定していない時期に藤本事件について次のように言及している。「『らい』患者の収容のいかに困難なものであるかという例を 1、2 申し上げます。これは熊本県の某村に起こりました事件でありまして、本園の医官が参って、『らい』の診断をいたしまして県衛生部から収容の通知をいたしたのです。ところがこの患者が村長の甥であったために、衛生主任の報告によってその村長の甥である患者が収容されたのであるということが判り、衛生主任は村長から職を罷免されたようなことがあります。『らい』の事業に携わる者は職を賭する覚悟がなければ仕事ができない実情であります。もう 1 つの例は、これも熊本県の某村に起こった事件でありまして、収容の通知を受けた患者が、自分が「らい」と分かったのは、衛生主任が県に報告したからだと逆恨みいたしまして、一家謀殺をくだしてダイナマイトを衛生主任の家に投げ込んだのであります」。

### 三 藤本事件の問題点

#### 1. 特設法廷の設置

「熊本地方裁判所は、熊本県菊池郡西合志村国立療養所菊池恵楓園において法廷を開くことができる。」という最高裁決定により、裁判は、菊池恵楓園内の施設を利用した特設法廷で、また第一審第5回公判（1953.7.27）以降及び控訴審は園内に開設された菊池医療刑務支所の中の特設法廷で行われた。

被告人がハンセン病と診断された以上、逮捕後は恵楓園内の拘置所に勾留し、園内で出張裁判を開くことに何のためらいもなかった。司法もまた漫然と同所で公判廷を開くことを追認したのであった。さらに、恵楓園内の特設法廷で公判廷が行われるということは、一般人が傍聴することが極めて困難な状況にあるということであり、いわば「非公開」の状態で裁判は進行した。

ちなみに、徳田靖之「ハンセン国賠訴訟と法律家の責任」法律時報73巻8号（2002年）1頁によれば、「裁判所には、積極的に隔離政策を推進した責めがある。」「ハンセン病患者を悉く療養所に収容し、厳格に外出を制限する『らい予防法』においてすら、『法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長がらい予防上重大な支障を来すおそれがないと認めるとき』は外出を許されることになっていた（同法15条1項2号）にもかかわらず、裁判所は、刑事被告人としてのハンセン病患者を療養所外に出すことを決して許すことはなかったのである。」「こうした裁判所の『らい予防法』をも超える絶対的な隔離主義」と指摘している。

#### 2. 手続上の問題点

被告人がハンセン病であることの影響は、取調の状況から公判時の状況、死刑執行に至るまで随所に見られる。

藤本松夫は、逮捕の際に拳銃で撃たれたことにより、右前腕貫通銃創並尺骨に複雑骨折の傷害を負っており、その痛苦の中で、取調を受けていた。取調官は、近寄ることで、ハンセン病に感染するかも知れないという恐怖感によって、ほとんど被疑者の供述を聞かないままに自白を求めている（1962年7月藤本松夫手記）。

さらに、法廷は、裁判前日に机やいす、証言台などが運び込まれ、裁判官席の前には書記官の机が置かれ、左右に検察官と弁護人の席、証言台の後方には傍聴席が設置され、一見通常の「法廷」が作り出されていた。しかし、法廷は消毒液のにおいがたちこめ、被告人以外は白い予防着を着用し、ゴム長靴を履き、裁判官や検察官は、手にゴム手袋をはめ、証拠物を扱い、調書をめくるのに火箸を用いたのであった（1955年3月12日上告趣意書）。このような「うすら寒い、座っていてもむずむずするような環境の中で」公判が進行した（1961年1月31日再審請求理由書（補充書））。

公判時の状況も、裁判官のハンセン病に対する恐怖も相当大きなものがあつたようで、裁判官は常にハンセン病の感染の恐怖を抱いていたということが示されている。例えば、被告人が述べたところによると、証拠物の展示にしても、その証拠物を被告人が直接にそれを手にとってその証拠物の証拠力を攻撃しようとしても、裁判官はその展示した証拠物が、一旦被告人の手中に渡ることによ

#### 第四 1953年の「らい予防法」

って、被告人から感染の機会を与えられるといういわれのない恐怖によって、被告人にその機会を与えようとしなかった（1955年3月12日上告趣意書）。

証拠物についても、被告人の被服等は、消毒が行われてから鑑定にまわされた。鑑定に当たった九大の北条教授は鑑定書に「検査資料もそもそも不潔であるし又熊本で蒸汽等により滅菌されたそうであるが何かしら不明の物理的科学的な或は雑菌等の繁殖等が影響して」と書いている（1952年11月20日付北条春光鑑定書）。

さらに凶器とされた短刀の鑑定に当たった熊大の世良教授は、「この検査方法は極めて微量の血痕に対しても確実に鋭敏な反応をするものであり、此反応に陽性の反応が得られなければ血痕として更に追及し得べき方法がないものである」という方法で、「短刀の金属部、木柄部20数カ所について調べ、更に木柄から刀の部分を引き抜いてその間に蕨入微少な砂粒まで残すところなく」同様の検査を繰り返した結果、陰性であると断言しているにもかかわらず、「水に浸し水で洗い落とした場合等には血痕は水に溶解し去るもの」と述べるなど、推測に基づく杜撰な鑑定であった（1952年10月7日付世良完介鑑定書）。

#### 3. 事実認定における問題点（証人の供述）

第一審弁護人が、証拠調べにおいてすべて同意したことがその後の被告人の防禦権を著しく困難にしたとしても、さらに問題なのは、有罪の決め手とされた供述（「犯行」後、家を訪ねてきて「やってきた」と言った旨の供述）をした伯父、大叔母の証言が、被疑者が逮捕される前、すなわち被疑者の弁解を聞く前に「事前の証拠化」が図られたということである。この事前の証拠化は、公判で2人が証言を覆せば彼ら自身偽証罪に問われる恐れがあるという状況の中で、逮捕されたことで迷惑をかけ申し訳ないと思っていた被告人の供述にも何らかの影響を及ぼしたと考えられるのである。

大叔母は、1952年7月8日に、警察員に対し参考人として供述した後、7月11日検察官調書、9月1日検察官調書が取られ、検察官に対する供述の後、それぞれ同日2回の裁判官尋問を受けている。また伯父も、7月9日警察官調書を取られた後の、7月11日裁判官尋問が行われ、その後7月16日、17日に検察官調書、8月30日に警察官調書、9月13日に検察官調書が取られている。当時一次は別件で逮捕勾留され、任意の供述は期待できない状況であった。

さらに検察官請求により行われた両氏の裁判官尋問は、被疑者、弁護人、検察官の立会もなく行われ、弁護人による証人尋問申請も却下され、その供述に対して反対尋問を行うこともできなかった。

#### 四 死刑判決

熊本地裁は、第5回公判後の1953年8月29日、被告人藤本松夫に対して死刑判決を言い渡した（【資料IV-8】）。判決は、ダイナマイト事件における事実認定に基づいて、被害者に対する怨恨を強調し、「被告人としては権威ある科学的診断により癩病患者と断定せられた上は素直にこれに応

じ」、「医師の適切な治療に身を任せ、その間の精神的、肉体的の苦痛に耐え、健康快復による幸福の1日を早く来らんことに希望を持ち、一意療養に専念することこそ被告人に残された唯一の更生の道であるに拘わらず、被告人はこの事に寸毫の反省を傾けることなく、却って被告人の生来の偏屈と執念の深さの徹底するところ、ただ一途に、自己、母、妹、親類、縁者の将来に救うべからざる暗影を投げかけたのは、あくまでFの仕業なりと思いつめ、10年もの間懲役に服し又は期間未定の療養生活に身の自由を束縛せられるより、むしろ未決監を脱走して前記水源村に走り、Fを殺害して同人に対する憤懣を霄さんものと決意するに至」ったと認定している。殺害行為については、逃走後、「言語に絶する労苦を嘗めながらも辛忙強くF殺害の適当の場所と方法を模索しその機を窺っていたところ、遂に同年7月6日午後8時30分頃、同村大字原字迫口の山道で開拓団の会議に急ぐFに遭うや、やにわに所携の短刀を以て同人の頸部その他を突刺し或は切付け」たと認定したのみで、鑑定の矛盾や被告人「自白」の矛盾など何ら判断をしないまま、死刑を言い渡したのであった。

### 五 上訴審と公正裁判要請運動

#### 1. 公正裁判要請運動

全国の療養所でらい予防法改正に対する反対闘争が高まる中で、菊池恵楓園自治会では、藤本事件が『らい』に対する社会的偏見と、誤った国の『らい政策』による悲劇」であるとして、藤本松夫の支援を決定した（予防法改正案が衆議院を通過した3日後の1953年7月7日菊池恵楓園自治会決定による）。

さらに、第一審第5回公判における死刑求刑から2日後の1953年7月29日、恵楓園自治会は全患協本部に対し、「病友藤本氏の減刑歎願運動について」と題する要請状を送付した。

しかし、このような「救援運動」「藤本松夫氏の無罪釈放運動」は、「『無罪』という決定的なタイトルで協力を要請することは、各支部療友間に疑念を抱かせ早急に理解していただけないうらみがある」として、「公正裁判要請運動」に名称を変え、全国的に活動を進めていくことになった。そして、「控訴受理に全力を集中する」全患協では、「私どもはともすればその圧力によって情状の酌量が一方的に加担されやすい『らい』にまつわる偏見を是正していただくべく」署名活動を行い、「藤本松夫氏の殺人事件に関する控訴を受理していただきたい」旨の陳情を行った。

#### 2. 控訴審

藤本松夫は、第一審判決後直ちに福岡高裁に控訴、全患協の支援により、弁護人として野尻昌次（熊本県弁護士会）を依頼し、1953年12月1日に控訴趣意書を提出した。

この時、菊池支部長加納敏克は、弁護人宛に、「刃物についても指紋も血痕もなく弁護人はこの点を強調しているそうではありますが、患者側としてはこの度の裁判を通じて癩なるが故に引き起こされた事実に対してほとんど触れていないことに甚だ遺憾を感じているものであります」として、ハンセン病患者に対する社会的偏見を前面に出すことを要請している（患患発124号（1953年9月4

#### 第四 1953年の「らい予防法」

日付))。

控訴審においては、前述のように菊池刑務所内の特設法廷で、5回の公判廷が開かれ、それぞれ菊池支部から数名が傍聴を行った。第1回目の公判では、事実審理申立に基づく取調べが認められ、「第一審の審理の不尽、事実誤認、理由の不備の申立が容れられた点成功した」と、弁護人、被告人も控訴審にかける期待が高まったのであったが、1954年12月13日に行われた判決公判は、弁護人が出廷しないまま開かれ、上訴棄却の判決が言い渡されたのであった。

#### 3. 上告審

高裁判決後1954年12月27日最高裁に上告し、上告審には柴田睦夫、関原勇の両弁護人が加わり、また全患協による「公正裁判要請」運動も引き続き行われていた。全患協は1955年4月9日最高裁に対し、全入園者の署名をもって「藤本松夫氏の上告裁判に関する嘆願書」を提出した。藤本松夫は「自分は今までの裁判で、自分が罪を犯したという確実な証拠もないので罪には為らないと自分の潔白を信じてきたが、その裁判は十分に審理を尽くされず、また、自分の病に対して裁判関係者がこれをこわがって証拠などを調べるのに自分に手をふれさせない様な不合理を行って不当な死刑を判決した。自分は今まで法の厳正を信じて来たが、すべてが不十分でしかも差別的であることを判決されて初めて知った」(全患協宛の書簡。全患協ニュース47号(1955年4月1日付))として、「知人に迷惑をかけることをおそれて」「誰にも語らなかつた」犯行時のアリバイの存在を主張し、最高裁での審理を求めた。

上告趣意書提出から9ヶ月を過ぎた1955年12月14日、最高裁より翌年2月24日に弁護人の口頭弁論を行う旨の通知があり、「最高裁で弁論をきくことは極めて異例なことであり、被告側にとって有利な事態であることが感じられ、原審破棄にゆく可能性をつよく含むものとして」大きな期待を寄せるものとなった(全患協ニュース56号(1956年1月1日付))。

第1回最高裁口頭弁論は、1956年4月13日、最高裁判所第二小法廷で開かれ、弁護人として野尻昌次、関原勇、柴田睦夫、霧生昇、青柳盛雄の5名が出廷し、それぞれ弁論を行った。なお、この中で、「一審、二審とも病院内の狭い部屋で開廷され、傍聴人も患者、親族らの極く限られた少数で特殊の形態の裁判が行われたようである。被告人が癩病であるため隔離的な処理がなされたことは、やむを得ないことと一般に承認されているようであるが、私はこれが問題であると思う。癩患者は別の扱いを受けなければならないか、独り癩患者のみの関心事ではなく、良識ある国民の法意が集中し、その関心が高まりつつある特殊の事件である」(青柳盛雄)として、はじめて特設法廷に関する指摘を行った。これに対して、検察官は「ライ患者なるがゆえに不適切な取扱いを受け、人権を尊重されなかつたとの弁論ですが、しかし、二審共最高裁判所の許可を以て裁判所外での開廷をしたものであり、審理は慎重に行われている。原審においても5回も公判を開き検証も行き十分審理を尽くしているのであって、特に不適切な扱いを受けたとの論は全く当たらないものである」と述べた。

結審し、判決言い渡しを待つのみとなっていたところ、裁判官交替による手続の更新のため、突然公判を再開、口頭弁論を行う旨の通知があり、第2回口頭弁論が開かれることになった。

第2回口頭弁論は、1957年3月22日に最高裁第二小法廷で開かれ、野尻昌次、関原勇、柴田睦夫、佐藤義弥、霧生昇の各弁護人から弁論が行われ、それぞれ事実誤認と審理不尽を述べ、またハンセン病患者であるがゆえの予断と偏見を指摘し、「病気の宣告を受けた当時被告にはそれが『死』と同義語であった。それは一家の破滅を招くものだからであって、これは日本のハンセン氏病対策の人権無視の事実を雄弁に物語るものであり、当時のハンセン氏病行政が一方的であったことは『らい予防法』からみても明らかである」(関原勇)と述べて原審判決が独断と偏見に満ちたものであるとして十分な審議を求めた。

しかし1957年8月23日十数名の傍聴人が見守る中で、最高裁が下した判決は、上告趣意は適法な上告理由に当たらないというものであった。単に「原裁判所が所論のような予断偏見を有し、良心に反して裁判をしたと認むべき資料は存しない」とされ棄却されたのであった。

#### 4. 「救う会」の発足

全患協では、「ハンセン氏病患者であるため予断と偏見にとらわれ、十分に手をつくさない粗雑な裁判をもう一度やり直して下さい」「藤本さんを死刑から救ってください」の2つのスローガンを掲げ、「藤本松夫さんを死刑から救う会」を発足させた。

1958年8月1日、菊池支部は、菊池恵楓園の入園者1726名全員の署名を持って法務大臣宛に「藤本松夫氏の死刑執行延期に関する嘆願書」を提出した。「療友藤本松夫氏の生命を助けて頂きたい、もう一度裁判をやり直していただきたい」理由は、第1に「被告の人間性やその生命が、らいなるがゆえに軽んぜられているのではないか」、第2に「たとえその人間がどのような境遇におかれていようともあらゆる存在にもまして尊い」こと、第3に「らい患者の人間性、私共の生命に対する軽視がひそんでいると思わざるを得」ず、また患者に対する「見せしめのための厳罰と判断される」こと、第4に犯行当時のアリバイの存在をあげ、刑執行を延期し、裁判の全過程にわたる慎重な検討を要請した。

第二審判決後1955年からすでに全患協、自由法曹団、国民救援会、全医労、松川事件対策委員会などが組織的な取り組みを始めていたが、1958年3月8日「藤本松夫を救う会」が発起人133名により東京で発足した(事務局長は玉井乾介岩波書店編集課長)。「救う会」からは、1958年8月に「特赦(減刑)嘆願書」が提出されたのをはじめとして、死刑執行延期の要請陳情(9月21日)、「恩赦願」の提出(1959年3月10日)、「助命嘆願書」の提出(3月25日)、死刑執行延期の要請陳情(7月31日)がなされた。国連加盟に伴う恩赦を機に、上告棄却以前からこのような特赦、減刑の陳情は行われていた。全患協支部から特赦のための運動を行いたいとの要望が出ており、「藤本氏の場合のように、刑が確定しておらず、上告審理中であるものについて、特赦減刑を嘆願するということは、一応矛盾するようにも思われるが、これをどう考えたらよいか」という全患協の質問に対して、弁護人関原勇は、「あくまでも無罪という線のみで運動を進めるということも、柔軟性に欠けると思われるので、「運動の方針をあくまでも無罪1本にしぼらないで、ライ患者に対する偏見の克服打破という点で、死刑反対ということも考えられるのではないか」と答えた(1957年1月10日付全患協発第2639号)。

#### 第四 1953年の「らい予防法」

1957年10月1日、菊池支部長の増重文が全患協議長に就任したことで、全患協では藤本事件を重点に扱うことになり、その活動は再審請求に向けて動き出した。

##### 5. 再審請求と死刑執行

1962年8月25、26日、40名による現地調査が行われ、さらに第二次、第三次の現地調査が計画されていた頃、3度目の再審請求が棄却され、その翌日9月14日に福岡拘置所にて死刑が執行された。死刑執行企案書は、1962年9月11日中垣国男法務大臣によって押印され、衆議院法務委員会で質問された大臣は「たまたま藤本の書類が1番上にあり捺印した。第3次再審請求の内容も記憶していない」「法律に基づいて刑を執行」との発言が行われた（1962年11月10日）。

しかし、請求棄却を見こして準備されていたかのような死刑執行は、無罪を主張していた被告人の権利に「厚い壁」を設けたものに他ならず、死刑執行の知らせを受けた各地では次々と大規模な抗議活動が行われた。それは予断偏見のもとに十分な手続が尽くされないまま極刑が下されたことに対する社会の衝撃を示すものであった。

藤本松夫は、奇しくも死刑執行の2週間後には、10年の懲役刑を受けたダイナマイト事件判決確定から数えて10年を「癩刑務所」のなかで迎えるはずであった。受刑者としての地位を失い、死刑囚としてのみ処遇されるべき「患者」を収容する施設は制度上存在せず、この時、差別・偏見のもとに司法制度上からハンセン病患者を「隔離」した「癩刑務所」にさえも、彼の居場所はなくなろうとしていた。藤本松夫に対する突然ともいえる死刑執行は、このような差別・偏見のもとに生じた司法制度の矛盾を背景とするものであったとも解せられる。

9月16日、全患協第7回臨時支部長会議は、抗議の声明書を発表し、9月18日、国民救援会、日本患者同盟、「救う会」の代表7名が法務省に抗議し、抗議文を手渡した。面会に当たった勝尾秘書課長は、①最高裁判決後は1回目の再審申立中であっても2回目であっても死刑は執行する。②処刑の決定は法務当局が資料を検討した上で再審事由無しと認定した場合に行う。③藤本氏の場合、熊本地裁が再審請求を却下することを確信していた。④減刑助命嘆願の却下や再審却下の通知を受刑者に通知する必要はない。⑤裁判で決まったものをいつまでもずるずる処刑延期することは妥当でない。藤本氏は判決から5年も経っている、と述べたのであった。

#### 六 おわりに

一見、合法的に行われたかに見えるこの事件の捜査・裁判の過程を検討すると、憲法的観点から見た場合の矛盾が浮き彫りとなろう。

憲法は、裁判を受ける権利と、適正な手続に基づいた公平で迅速な公開の裁判の実現を謳っている。そのために、被告人には、弁護人依頼権、黙秘権、反対尋問権が保障され、不利益な供述の強要禁止、不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合の有罪の禁止が定められる。これは、いうまでもなく本来自由であるはずの人間に対して国家刑罰権による刑罰適用を是認するための最低限の保障であるといえる。いわば、憲法に定められた刑事手続条項はすべて、被疑者・被告人の人権に



十分配慮し、その完全な手続的保障の下で捜査・裁判が行われることを要求したものと言える。このような手続的保障が十分に尽くされてはじめて、裁判官は、自らの心証で、事実の認定を行うことが許されるのである。こうした視野に立った場合、藤本事件は、到底、憲法的な要求を満たした裁判であったとはいえないだろう。

【資料IV-5】 藤本事件の経過

- 1951.1.9 入所勧告
- 1951.2.24 二度目の入所勧告
- 1951.6.10 恵楓園二千床拡張完了
- 1951.8.1 ダイナマイト事件発生
- 1951.8.6 恵楓園入所か?
- 1951.8.20 起訴（殺人未遂、火薬取締法違反）  
3回公判（恵楓園内） 弁護士 石坂繁（私選）
- 1951.11.8 国会における三園長発言
- 1952.6.9 熊本地裁判決（懲役10年）
- 1952.6.16 恵楓園逃走
- 1952.7.7 殺人事件発生
- 1952.7.10 逮捕状請求
- 1952.7.12 逮捕
- 1952.8.2 起訴（逃走罪）
- 1952.9.27 ダイナマイト事件控訴却下（裁判費用がなく、上告せず）
- 1952.10.30 第1回公判 弁護士 江橋修（国選）
- 1952.11.22 追起訴（殺人罪）
- 1952.12.15 第2回公判 合議法廷に（裁判官3名）
- 1953.1.16 第3回公判
- 1953.2.25 第4回公判
- 1953.3 恵楓園内に医療刑務所完成（定員75名）
- 1953.4.3 実地検証（被告人、弁護士立会無し）
- 1953.7.27 第5回公判（弁論）
- 1953.8.15 らい予防法公布施行
- 1953.8.29 熊本地裁判決（死刑）
- 1953.9.7 控訴
- 1953.12.1 控訴趣意書提出
- 1954.1.25 事実審理申し立て
- 1954.1.28 第1回控訴審

#### 第四 1953年の「らい予防法」

- 1954.3.10 第2回控訴審  
1954.4.9 第3回控訴審  
1954.5.7 第4回控訴審  
1954.6.4 実地検証（弁護人立会）  
1954.10.15 第5回控訴審（論告無し、弁論）  
1954.12.13 福岡高裁判決（棄却）  
1955.2.12 上告（弁護人 関原勇、野尻昌次、柴田睦夫）  
1955.3.12 上告趣意書提出  
1956.4.13 第1回最高裁口頭弁論  
1957.3.22 第2回最高裁口頭弁論  
1957.8.23 最高裁判決（棄却） →9.2 判決訂正申立 →9.25 最高裁決定（棄却）  
1957.10.2 再審請求 → 棄却  
1958.3.8 「藤本松夫を救う会」発足（発起人133名）  
1960.12.20 再審請求（2度目） →1961.3.24 棄却 →1961.4 即時抗告  
→1961.6.20 却下 →7.12 特別抗告 →10.4 棄却  
1962.4.23 再審請求（3度目） →1962.9.13 棄却  
1962.9.14 死刑執行  
1962.9.17 即時抗告（母、長女名義）

#### 【資料IV-6】入所勧告

予十七号

昭和二十六年一月九日

熊本県衛生部長

藤本松夫殿

国立療養所恵楓園への入所について

標記の件について先に貴方の病状が如何に進行しているか、又その予防方法等生活状態を恵楓園医員と係官をして調査せしめたのですが、各人の病状によっては、軽、重症或は全く治癒しているように見受けられましたが、衛生的、医学的見地よりして、この病気は結核と同じく遺伝性のものではなく、明らかに伝染病であって、外の急性伝染病に比べて伝染率は弱く然るに何時しか知らずの内に家族内又は近親者（度々出入りしている者）に伝染しており、その潜伏期も各個人の体質上一概に云えず、兄弟姉妹間でも体力の弱かった貴方が不幸にして罹患されたのです。

然るに当方としても貴方々を一時も早く療養所に入所させて療養生活を明るく過ごされるよう努力していたのでありますが、御承知の如く財政の緊迫でそこ迄お世話出来なかったのですが、その後厚生省及び関係官の尽力によって菊地恵楓園が一千床増加せられ、（現在は全部で二千百床）設備としては患者の希望も入れられて日本一を誇る大療養所として発足している状況なのです。一方貴方々の家庭に対する事情は当方としても充分に了解されるのですが、将来の貴方の生活上及び家庭の状況並びに公衆衛生上を考慮して指示の時日に入所されるため、自動車を附近（希望によって

は場所を変更するので役場まで連絡すること)まで派遣させるので、早く入所して明るい療養生活を営められるよう希望するものであります。

御参考迄申添えますが、貴方々としましても、しばしば家族との面会もされたいことと思ひ、熊本県内の療養所が好都合と考慮して指示したのですが、おくれれば遠く岡山県へ送られるおそれもあり、又指示に反すれば強制的入所となるので当方としてもこんな手段は万止むを得ん以上は好ましくないの、貴方々としても当方の意中を充分御賢察されて健康で明朗な郷土建設に御協賛下さる様お願いします。

ついで、入所のことは貴町村役場係員が承知しているので連絡のため訪問の際漏れなく聴取されて準備しておかれるようお願いします。

記

収容の日時及び場所は町村役場に指示します

【資料IV-7】ダイナマイト事件判決(1952.6.9 熊本地裁)

(罪となるべき事実)

被告人は、

第一、小学校入学後間もなく父と死別し家計も貧しかったので僅かに一年終了後退学し、その後は熊本県菊池郡水源村大字××番地の自宅に於て専ら弟妹の子守等家事を手伝い、一三歳の頃には実母を扶けて百姓仕事も一人前となり、爾来農業に勤しんでいたものであるが、昭和二五年一月二日二六日頃突然同村役場を通じて熊本県衛生部より被告人に対し癩病疾患の為翌二六年二月七日より国立療養所菊池恵楓園に収容する旨の通知を受けるや愕然として、自己の悲運を痛くなげくと共に実家の将来事とも強く懸念され家族ともども悲観にくれているうち、遂には恵楓園に這入って生きんより寧ろ死んでしまおうとまで覚悟したものの、思案の末今一度右病名を確かめんと思ひ立ち、同年一月一五日頃無断家出し転々として北九州方面の皮膚科医の診断を受けて廻り、右疾病に非ざる旨の証明書等三通貰い受け、これを以て世間の疑惑を晴らし得べしと考へ、喜び勇んで同年二月一〇日頃帰宅し祝宴まで催して人々にその旨伝え、心気一転して再び農業にいそしみ始めた矢先同年二月二四日頃更に県衛生課より村役場を通じ、五月までに右恵楓園に入園せよとの通知を受け再び悲境に陥るに至ったが、之より先右収容手続きは嘗て同村役場の衛生係をしていた近所の同村大字××番地Fがその如く聞込み、かかる悲境に陥ったのは、総べて同人(F)の隠密の仕打ちによるものであると邪推し、同人を深く恨み性来気が荒く執着深い性格なため同人に対する痛憤は日を経るにつれて昂り其の仕打ちに対する怨嗟の情はいよいよ深刻となり、遂には同人及びその家族を殺害し以てこの怨恨を晴らさんと企て、その機会を狙っているうち同年八月一日午前二時二〇分頃右F方玄関に至り玄関に通ずる表六畳板張りの蚊帳の中に右F及びその妻子五名が就寝しているのを見るや、この機に同人等六名を殺害すべく決意し直ちに長さ二米四〇糎余の竹竿の先端に茶色縞黒布切れ及び紙紐を以て縛着せるダイナマイトに雷管を装填しこれに接続する導火線に蚊取り線香を以て点火したところ表側から二女・・・(一五歳)、長男・・・(一二歳)、二男・・・(五歳)、右F(四九歳)、三男・・・(一歳)及び妻・・・(四二歳)の順序に就寝せる該室の右Fの枕元附近をめがけてこれを差入れ、同人の頭部より約三〇糎の処に於て突如右ダイナマイトを暴発せしめて同人等の

#### 第四 1953年の「らい予防法」

殺害を図ったが、その使用方法拙劣の為、爆発力弱く、右Fに対し右顔面、右腋窩部、右前膊内側等に治療約七日間を要する爆創及び次男・・(当時五歳)に対し顔面部に治療約一〇日間を要する爆創を与えたに止まり、殺害の目的を遂げず、

第二、法令上許された場合でないのに、前記日時場所で爆薬である前記ダイナマイトを擅に爆発させたものである。

#### 【資料IV-8】殺人事件判決(1953.8.29 熊本地裁)

(犯罪事実)

被告人は熊本県菊池郡水源村で生まれ、年少にして父を失ったあとは妹の子守等により農業を営む母を助け、長じては一家の支柱として母、妹とともに農業に従事し、居村における中程度の生活を平穩に続けていたところ、昭和二五年一月二六日頃、突然被告人を癩病患者として国立療養所菊地恵楓園に収容すべき旨の通告を受けるに至って被告人の平穩な生活は崩壊の端を發し、なんとしてもこの通告にあきらめ兼ねた被告人の自己がらい病患者に非ざる旨の診断書の入手等についての奔走努力も甲斐なく、同二六年二月二〇日頃再度前記恵楓園に収容せらるべき旨の通告を受けるに及び被告人は将来に対するすべての希望を失い、事は自分ばかりでなく、母妹はもちろん、親類縁者一統を悲運の底に突落したものと悲観に暮れていたが、一方かねて被告人を癩病患者として当局に報告したのは嘗て同村役場衛生係であった同村大字××番地居住のFであることを聞かされていたので被告人をこの悲運に落とし込んだのは全く同人の仕業に他ならずと邪推し、深く同人を恨み、同人に対する復讐を堅く心に誓い、尚被告人の親類のうちにも被告人のこの態度に同調し、被告人と共にFを恨み、被告人及び右親類等は時折Fを殺すとか、やっつけるとか村人にもらしていたので、Fも村人の注意等により、その気配を察知し、薄気味悪く身の危険を感じ、警察に対し保護警戒方を願い出るような事態にあったのであるが、丁度その頃の同二六年八月一日午前二時頃F及びその妻子の就寝する同人方六畳の間にダイナマイトを仕掛け、これが爆発すれば、同人一家全部惨死の結果を招くに十分な企をしたが、ダイナマイトの使用方法が拙劣であったため、完全な爆発を見ず、ただF及びその子一人に傷害を蒙らせたに過ぎない殺人未遂、火薬類取締法違反の刑事事件が起きたが、この事件において被告人は犯人として起訴せられ、同二七年六月九日懲役一〇年に処する旨有罪の第一審判決を受け、これに対する被告人の控訴申立は棄却せられ、現在上告中であるが、これより先、被告人は右第一審の有罪判決を受けた直後、看守等から刑事事件についての第一審判決はほぼ確定的なものでこれにつき控訴、上告するもほとんど変更されない旨を聞くや、被告人としては権威ある科学的診断により癩病患者と断定せられた上は素直にこれに応じ、他方前記刑事事件については法定の手續による裁判所の審理の結果を静かに待つ態度に出て、何れにし

でも現在のところ、医師の適切な治療に身を任せ、その間の精神的、肉体的の苦痛に耐え、健康快復による幸福の一日を早く来らんことに希望を持ち、一意療養に専念することこそ被告人に残された唯一の更生の道であるに拘わらず、被告人はこの事に寸毫の反省を傾けることなく、却って被告人の生来の偏屈と執念の深さの徹底するところ、ただ一途に、自己、母、妹、親類、縁者の将来に救うべからざる暗影を投げかけたのは、あくまでFの仕業なりと思いつめ、一〇年もの間懲役に服し又は期間未定の療養生活に身の自由を束縛せられるより、むしろ未決監を脱走して前記水源村に走り、Fを殺害して同人に対する憤懣を霄さんものと決意するに至り、

第一、 先ず右決意実行の第一段階として、前記被告事件により、勾留状により拘禁せられている熊本刑務所代用拘置所である前記恵楓園内で、秘かに脱走の時及び方法を計画していたが、結局四人が毎日日光浴のため監房から出される機会を利用することに定め、同二七年六月一六日午後〇時過ぎ日光浴のため監房から出るに当り、当時の気候には不釣合な元陸軍用国防色毛冬上衣、元軍隊用本綿国防色夏ズボン、白色襟付本綿肌着二枚を着込み、かねて修理していたゴム草履を履き、たとえ数日の野宿をなすもこれに堪えるに相当と思われる服装に身を固め、日光浴を兼ねて洗濯をしているうち、右洗濯に気を許した看守渡邊健一の油断に乗じ同月午後〇時三〇分頃同監房裏門に到り、そのカンヌキをはずし、門を開いて同所より前記水源村方面に逃走し

第二、 次で同月一八日朝右水源村に達し、当局の鋭い捜査の目を避けながら農事小屋、山小屋、はては山林の樹蔭に雨露を凌ぎ、萩の茅農作物の生食い又は他から盗んできた鶏、食料等に飢を免れ、溜水、湧水等に渴をいやす等の言語に絶する労苦を嘗めながらも辛忙強くF殺害の適當の場所と方法を模索しその機を窺っていたところ、遂に同年七月六日午後八時三〇分頃、同村大字原字迫口の山道で開拓団の会議に急ぐFに遭うや、やにわに所携の短刀（領第一一号）を以て同人の頸部その他を突刺し或は切付け、因って同人の頸部に頸動脈の大部を切り、頸静脈を切断し或は左肺上下葉を穿通する刺創三個を負わせた外頸部、顔面、胸部、上肢に大小二〇数個の切刺創を負わせ、右頸部に負わせた刺創に基く失血により同人を死に到らしめ、以て殺害の目的を遂げたものである。

### 第4 藤楓協会および皇室の役割

#### 一 貞明皇后とハンセン病問題

1920（大正9）年9月2日、首相原敬は来訪した三浦梧楼に対し、「先帝の御時代とは全く異りたる今日」という認識のもと、軍部が「統帥権云々を振廻す」のは皇室の前途にとり危険であると批判、「政府は皇室に累の及ばざる様に全責任の衝に当るは憲政の趣旨にて、又皇室の御為めと思ふ。皇室は政事に直接御関係なく、慈善恩賞等の府たる事とならば安泰なりと思ふて其方針を取りつゝある」と述べている（『原敬日記』5巻、福村出版社、1965年）。大正天皇嘉仁の病状が悪化しているなかで、ロシア革命や米騒動を経験した原は、「慈善恩賞等の府」としての皇室像こそが、皇室の安定につながると認識していたのである。

近代日本の皇后像を研究した片野真佐子は、「皇室を慈善恩賞の府、とりわけ慈善の府となし、皇恩の広大さを目に見えるかたちで国民に知らしめるもつとも有効な事業はなにか。的は『救癩』事業にしぼられた。問題は国家の体面にかかっている。『癩』の問題を放置する国家を、西洋社会は文明国家と認めないからである」と述べ、皇室と「救癩」の接点となったのが貞明皇后<sup>きだこ</sup>節子であったと結論する（片野真佐子『皇后の近代』講談社、2003年）。

たしかに、貞明皇后（節子は1926年12月25日に大正天皇が死去した後は皇太后となるが、本報告書においては諡名である貞明皇后で表記を統一する）は、1930（昭和5）年、癩予防協会設立の基金に「御手許金」を「下賜」し、1932（昭和7）年11月10日には、大宮御所の歌会で「癩患者を慰めて」と題して「つれづれの友となりても慰めよ 行くことかたきわれにかはりて」などの歌を詠むなど、皇室の「救癩」の象徴となっていく。

では、なぜ、象徴の役割が貞明皇后でなければならなかったのか。これについては、片野も引用している次田大三郎「地方局の思い出を語る・上」（『自治時報』1959年5月号）に詳しい。それによれば、癩予防協会設立時、内務省地方局長であった次田は内相安達謙蔵に対し、「一つ、皇室のお力を借りられたらいいのではないか。大臣が皇后に拝謁されて、あの光明皇后—奈良時代の光明皇后の先例にもあるから、皇后が、そういう哀れなるらい患者のために大御心をわずらわすということにされたらいいと思う。そういうことをお願いなすつて、皇后がそれをやつてくださるということであれば、それはもう皇室中心の日本で、きゆう然として世論がそれにしたがって来るだろうと思う」と述べ、安達もそのとおりに、貞明皇后に願い出て、同意を得たという。

次田は、隔離政策に国民の理解を得るための「プロパガンダの一つの方法」として、貞明皇后を担ごうとしている。そして、その根拠は光明皇后の「救癩」伝説にあった。かつて、光明皇后がハンセン病患者の背を流し、膿を吸ったという伝承を現代に再現する意味で、貞明皇后は象徴となり得たのである。

貞明皇后は、すでに1925（大正14）年、後藤静香が主宰する教化団体希望社を介してハンセン病患者の処遇に関心をいだき、「女官一同」の名で、金一封を後藤に贈っていた（加藤義徳「後藤静香と救癩運動」、『J LM』571号、1980年11月）。希望社は全生病院への慰問や群馬県草津の鈴蘭

園への支援をおこなうなど、隔離を前提にした患者の「救済」を実践し、希望社が発行する『希望』は宮中の女官にも読まれていた。

貞明皇后は安達内相の申し出を受けて、1930（昭和5）年11月10日、「御手許金」24万8000円を内相と拓務相に「下賜」した。このうち、20万円が癩予防協会の基金に組み込まれ、残りは日本国内と朝鮮・台湾の計10か所の私立療養所への補助、公立療養所職員への慰安、および公私立療養所入所者への慰安に使用された（関屋貞三郎『皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業』、癩予防協会、1935年）。その際、入江大宮大夫より「熟ら思召さるゝには世に不幸な者多しと雖も癩病患者の如く治療の方難く家庭の樂もなき悲惨なるものあらしと最も御同情遊はされ、又其の患者を救護し事務に尽瘁する人々の献身的の至誠に深く御感動あらせられ、今般此種の社会事業に対し夫々御下賜あるべき旨御沙汰あらせらる」という「謹話」が発表され、貞明皇后の「同情」が強調された（『山桜』12巻10号、1930年10月）。

また、1934（昭和9）年3月、中央社会事業協会主催の社会事業中央講習会で、「皇室と社会事業」の題で講演した前宮内次官関谷貞三郎も、貞明皇后と「救癩」の関わりについて詳しく論じている。この講演は、同協会より冊子になり刊行されているが、全体47頁のうち、貞明皇后と「救癩」についての叙述が7頁を占めている。講演は、古代から近代に至る内容であったことを考えると、その比重の大きさは否定できない。関屋は「光明皇后様の癩病患者をお洗ひになつた伝説なども思ひ出さるゝ訳で、最も人の嫌ふ病氣に対して、特に御仁慈の思召を賜つたと云ふことは、訳に有難いことで、矢張り皇室の社会事業に関する歴史を書く上には、古今相對して最も著しい御事蹟と拝察するのであります」と力説していた（関屋貞三郎『皇室と社会事業』、中央社会事業協会、1934年）。

貞明皇后のハンセン病患者への「仁慈」は植民地にも流布される。そのために奔走したのが、静岡の其枝基督教会の牧師飯野十造である。飯野は、1931（昭和6）年5月、「皇太后陛下ノ御坤徳ヲ礼讚シ其偉大ナル御仁慈ノ大御心ヲ人類ニ普及徹底セシメ愛憐ノ精神ノ実現ヲ期スルヲ目的トス」「皇太后陛下ノ御聖慮ニ体シ癩病ノ根絶ヲ期スルモノニシテ癩病救済ノ事業ノ達成ヲ支援ス」と明確にうたった御坤徳礼讚会を設立している。御坤徳礼讚会は、元内相安達謙蔵を顧問に戴き、会長に宮中顧問官三室戸敬光、副会長に元宮中女官阪東止女子を配した。専務理事となった飯野は、「御坤徳」を植民地にまで拡大するべく、1933（昭和8）年9月に満州癩予防協会を設立した。「満州」からの帰途、朝鮮に立寄った飯野は、すでに1932（昭和7）年12月に総督府が朝鮮癩予防協会を設立したことについて「無私<sup>マ</sup>の愛が異民族と異民族とを一つにする」と感動している（飯野十造編『愛のみち』5号、1933年12月）。また、台湾にも1933（昭和8）年6月、台湾癩予防協会が設立されている。朝鮮・台湾の癩予防協会にも貞明皇后からの「下賜金」が与えられている。

さらに、1942（昭和17）年、「大東亜共栄圏」に日本のハンセン病患者を送り出し、現地の患者を看護させようという「救癩挺身隊」構想が、長島愛生園などから提起されると、同園事務官宮川量（ペンネーム東洋癩生）は「八紘一宇の理念さらに我等に尊い皇室の御仁慈がある。これを大東亜の病める兄弟姉妹に頒ち与へ、共に大恵に浴さしめたい」と訴え（東洋癩生「大東亜救癩進軍譜」、『愛生』13巻1号、1943年1月）、入所者の間にも、隔離された自分たちでも御国に奉公できると

#### 第四 1953年の「らい予防法」

いう意識が強まり、星塚敬愛園の入所者は、貞明皇后の「つれづれの友となりても慰めよ」の歌をもとに皇室の「仁慈」が「大東亜共栄圏」のすべてのハンセン病患者を救済する「御歌海を渡る日」を待望していた（南幸男「南方救癩に処する我等病者の心構え」、『愛生』13巻3号、1943年3月）。結局、「救癩挺身隊」構想は、戦局の悪化で実現しなかったが、貞明皇后のハンセン病患者への「仁慈」がこうして、患者の戦争動員の論理にも適応されていった。

このように、ハンセン病患者は皇室の「仁慈」を顕在化させる恰好の対象とされた。しかし、その一方で、ハンセン病患者は皇室の権威を借りて排除された事実も指摘しなければならない。

#### 二 皇室行事とハンセン病患者

1915（大正4）年11月、貞明皇后の夫である大正天皇の即位の儀式、「大正大礼」が京都で挙行されたが、すでに3月15日、内務次官は関係各官庁に「御大礼ニ関スル衛生上注意事項」の通牒を發し、そのなかで「浮浪徘徊ノ癩患者ヲ一層嚴重ニ取締ルコト」「癩患者ノ一時救護設備ヲ拡張セシムルコト」「療養ノ資力アル癩患者ニハ消毒其ノ他ノ予防方法ヲ厲行セシメ且群集ノ場所ニ出入セサル様説諭スルコト」を求めている（内務省衛生局編『御大礼衛生記事』、1916年）。また、京都府警察部は「癩ノ自家治療ヲ為セルモノハ特ニ其視察ヲ嚴ニシ、一面浮浪徘徊セル無資力患者ニ注意ヲ払ヒ且ツ第三区療養所ニ交渉シテ大礼期間内ハ事情ノ如何ニ拘ラス努メテ其收容ヲ完カラシムル方法ヲ講」ずることとし、内務省の指示で、大阪市にある第3区療養所、すなわち外島保養院は收容人員を100人増員するために増築されている（京都府警察部編『大正大礼京都府記事』警備之部、1916年）。このときのハンセン病患者への取り締まりは、内務省に報告されただけでも、東京・神奈川・静岡・愛知・滋賀・三重・京都・奈良・大阪・兵庫・高知・大分・千葉・栃木・山梨・福井の各府県で実施されている（前掲内務省衛生局編『御大礼衛生記事』）。

さらに、1927（昭和2）年2月7日、東京で大正天皇の「大喪」が挙行された際、東京府は、府下にある精神科の松沢病院と全生病院とに対し、「学務部長より病者の保護警戒をなさしむる様通帳を發」した。そして、これに続く1928（昭和3）年11月、京都でおこなわれた昭和天皇の即位儀礼である「昭和大礼」に際しては、「大正大礼」以上のハンセン病患者への取り締まりがおこなわれた。

まず、3月28日、内務次官は「御大礼衛生施設事項ニ関スル件」の通牒を関係各府県に發し、そのなかで「浮浪徘徊ノ癩患者ニ対スル取締ヲ嚴重ニシ關係ト協力シ遺憾ナキヲ期スルコト」「癩患者ノ一時救護設備及ヒ拡張ヲ図ルコト」「私宅療養患者ヲシテ多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ来集ヲ目的トスル場所ニ出入セシメサルコト」「癩療養所所在地府県ニ在リテハ收容中ノ患者ノ逃走防止ニ就キ特ニ注意スルコト」を求め（内務省衛生局編『昭和御大礼衛生記録』、1929年）、この通牒にもとづき、6月、大阪府知事は外島保養院の收容人員を150人増員するために、増築することを決定している（京都府警察部編『昭和大礼京都府警備記録』下巻、1929年）。外島保養院は2度の大礼で收容人員を250人増したことになる。

こうしたなかで、内務省衛生局に報告されただけでも、東京・神奈川・兵庫・山梨・秋田・富山・



徳島・香川・愛媛・佐賀の各府県で、放浪する患者の収容と自宅療養患者の監視強化がなされていた。特に、京都府では、京都市とその周辺で9月23日、10月21日、11月1日の3回にわたり、放浪するハンセン病患者の一斉取り締まりがおこなわれた（前掲内務省衛生局編『昭和御大礼衛生記録』）。その実態は犯罪者の逮捕と同様であり（『大阪朝日新聞』京都版、10月23日）、伏見では、警察と青年団とが協力し、「大礼」前に放浪するハンセン病患者の「根拠地ノ一掃ニ勉メタ」という（毛涯鴻『癩患者ノ浮浪状態』、1931年）。「大礼」はハンセン病患者にとり、受難の時であった。

### 三 藤楓協会の設立

#### 1. 遺金を基金とする「救癩団体」設立へ

1951（昭和26）年5月17日、貞明皇后が死去した。1951（昭和26）年5月というと、癩予防法改正をめぐる論議が高まっていくときである。中島三千男『天皇の代替りと国民』（青木書店、1990年）は、6月20日付『朝日新聞』の「貞明皇后の御葬儀を前にボーイ・スカウト都連盟が街頭で服喪運動をはじめた。一つ十円の黒いリボンの喪章を道行く人に呼びかけ、その収益を、貞明皇后遺徳をしのぶライ療養所と、“鉱山病”ともいわれる、ケイ肺病院に寄附しようという趣旨」という記事を紹介している。貞明皇后の「救癩」事業への献身は、その死に際しても強調された。ここに貞明皇后の「御遺金を救癩事業へ」という運動が起こる。

6月16日付『毎日新聞』夕刊には「天皇陛下、秩父、高松、三笠の三宮殿下は“貞明皇后”の御遺徳を追慕せられ、特に終始力を尽された癩救療に関する偉業を顕彰するため、設立当初から関係深い財団法人癩予防協会に対して、貞明皇后からうけつがれる御遺金を皇室経済に関する手続きを経たうえ贈賜せられ、今後とも政府及び国民とともに癩救療事業の目的達成のためにお尽しになることになった」と伝え、このことを、宮内庁長官田島道治から伝達された厚相黒川武夫は「癩予防協会といたしましては、この有難き思召しを生かすため今後協会を根本的に改組して、強力なものとして、その救癩活動を一層積極的に行いたいと考えております。貞明皇后の御誕生日である六月廿五日は『癩予防デー』として特に貞明皇后の御遺徳を偲び奉るにふさわしい意義のある事業を実施致したい」と感想を述べている。

この計画が発表されると、新聞各紙は、そのためのキャンペーンを開始する。6月17日付『毎日新聞』夕刊は、東京新橋の芸者りえじ（本名篠原治）が「皇太后さまの大喪儀を記念するため皇太后さまが御生前お心を痛められた救ライ事業を助けるため」、300万円の募金活動を開始したことを伝えた。篠原は、新橋三業組合に働きかけ、5年間で300万円を集め、それを癩予防協会に寄付するという計画をたて、その旨を黒川厚相に申し出、黒川はその募金団体を「昭和会」と命名した。篠原は「救ライに力をつくされた皇太后さまの御遺徳をしのんで、私たち女の力で社会のためになることをしたいとみなで相談したのです。こんどの計画も皇太后さまの崩御をいちばん悲しんでいるにちがいない不幸なライ患者のために少しでも力になりたいという気持から起きたものです」と抱負を語っている。

また、7月3日付『朝日新聞』も、コラム「今日の問題」で、「救ライ事業」という記事を掲載し、

#### 第四 1953年の「らい予防法」

「ライ病を絶滅するには、治療法が進歩するだけでなく、病菌をまき散らさないようにすることが大切で、軽症のものも、みんな隔離し得るのでなければならぬ」と言い切ったあと、「貞明皇后がなくなれば、生前救ライ事業に尽されたことが思い起こされるにつけて、ライ病患者の問題が改めて一般の注目をひくことになり、東京では、このほど新橋花街の婦人による救ライのための会が組織されるということもあった。肉親から、社会から隔離される不幸な人々には、出来る限りの温い救護の手がのばされなければならない。ライが遺伝でなく伝染であることは常識になっているはずだが、さらに社会の犠牲者であるという考えがゆきとゞけば、隔離される患者のつらさも薄らぐであろう」と述べる。こうした世論形成のなかで、計画は進行する。

厚生省は、貞明皇后の遺金を基金とする「救癩団体」設立へ向けて2億円を目標に全国規模での募金活動を展開することを決め、8月20日に、その発起人会を開く。発起人の人選は厚生省公衆衛生局が進め、厚相・蔵相ら関係閣僚、宮内庁長官田島道治、日銀総裁一万田登ら政財界の有力者、そのほか下村宏（海南）ら民間人450人が予定され、全国知事会議にも協力が要請された。公衆衛生局長山口正義は「黒川前大臣が田島宮内庁長官を通じて天皇陛下ならびに三直宮さまのお志を伝えられてから、貞明皇后の御遺志を国民的なものとしていたい意向で民間を中心とする募金運動の計画となった」と経緯を説明している（『東京新聞』1951年8月17日）。

発起人会では、一万田登を会長とする貞明皇后記念救癩事業募金委員会をつくり、目標の2億円のうち、1億円は財界から、残りの1億円は広く国民から募ることとし、貞明皇后の百日祭に当たる8月24日から募金を開始していった（『読売新聞』1951年8月21日）。

こうして1952（昭和27）年6月、高松宮宣仁を総裁に財団法人藤楓協会が発足し、会長には下村宏が就任、それまでの癩予防協会の事業は藤楓協会に受け継がれた。「藤」は貞明皇后の印章、「楓」は昭憲皇后美子の印章である。そして、それまで「癩予防デー」とされていた貞明皇后の誕生日の6月25日は「救らいの日」と改称された。

1951（昭和26）年9月26日、募金委員会の会長一万田尚登ら役員・関係者が昭和天皇の茶会に招かれ、天皇から「貞明皇后の御遺徳を記念する救癩事業のための基金が諸君の努力によって所期の目標を達成したことは誠に喜びにたえません。今後は藤楓協会を中心として更に本事業を進展し癩の絶滅をはかるよう努力されることを希望します」との「御言葉」を「賜った」（『藤楓協会だより』1号、1953年12月）。

#### 2. 設立の政治目的

藤楓協会の初代会長となった下村宏も募金委員会の副会長としてこの場に招かれていた。翌年、秋晴れの日に、再び皇居を訪れた下村は、一年前の感激を回顧しつつ、全患協の癩予防法闘争について、「秋晴れの土曜日二重橋の前は上京したらしい団体のむれがづいでいる。車中で一年前をふりかえって、一まつのくもりを感じた。それは、このほど、うちの癩予防法にふれて患者たちの動きであった。主張する事がらには、それぞれの意見もあろうが、その動きは秋晴れでなくて、木枯しの風吹きすさぶ冬の曇り日であった。更に長島の中におこりし事件には、何んとしても眉をひそめざるを得なかった」と述べている。

藤楓協会長の下村にとっては、全患協のたたかいは「木枯しの風吹きすさぶ冬の曇り日」と認識されている。戦前から貴族院議員として、優生学的視点からハンセン病患者の隔離強化を主張し続けてきた下村には、隔離強化反対を唱える全患協の存在は苦々しいものと受けとめられたのである。下村はさらに「社会各方面の人たちに同情理解を求むべく、その一端として療養所へ案内をつづけて来たが、最近の患者たちの運動のために、それらの計画も足踏をせざるを得なくなったばかりでなく、さらに近頃は毎日此問題にふれての質問等々にぶつかっていた。一部ではこうした動きにより世の中へ癩の認識理解を深めたという。それは事実であるが、その結果は癩患者への同情を増さぬばかりか、反感すら助長して来た。私は毎日毎時釈明と弁解に微力のかぎりをつくさねばならなかった。世の中は晴天ばかり続いてはいない、風の日もある、雨の日もある。しかし、それは暴風であってはならぬ、霖雨であってはならぬ」とも述べている（下村「九月二十六日の日記」、『藤楓協会だより』1号）。

下村にとり、ハンセン病患者はいつも社会から同情される存在でなくてはならなかった。人権回復を唱え、国家の政策に異を唱えることは、同情されるべきハンセン病患者の姿を逸脱するものとして非難するのである。下村は、隔離強化に甘んじることを患者に求める。これが、藤楓協会長の立場である。

この下村宏の言動に藤楓協会の設立の政治的目的が明白である。それは、皇族の「仁慈」を全面に出すことにより、人権意識に目覚め隔離政策に反対する患者を抑え、あくまでも同情される存在であり続けさせることである。

さらに、藤楓協会設立の目的は、それだけではなかった。1951（昭和26）年8月20日に開かれた、募金委員会の発起人会議の議事録が『貞明皇后記念救癩事業募金のしおり』に載っているが、それによれば、この場で首相吉田茂の挨拶が代読され、委員会の趣旨として「貞明皇后の御遺業を記念すると共に新しい文化国家の面目を発揮する一つの問題として癩の根絶を期し救癩事業の国民運動を起すこと」があげられている。「文化国家の面目」として、ハンセン病根絶、すなわち隔離収容強化の道が示されている。

この点については、厚生大臣の橋本龍伍も「文化国家として立つべき日本から、最も非文化的な疾患である癩病を完全に一掃するためには、全国民が協力し国と地方公共団体、民間団体とが相提携して、救癩運動を推進しなければならぬ」と発言している。藤楓協会設立は「文化国家」建設のための運動と位置付けられることになる。当然、ここで展開される「救癩事業の国民運動」とは、隔離収容強化の国策を支えるものである。

厚生政務次官宮崎太一も「今回の募金計画は、癩患者完全収容対策の一環として行われるもの」と明言し、5755人と推定される「未収容患者」すべての隔離計画案を提示している。

発起人会議では、こうした「救癩事業の国民運動」案について、参加者から次々と賛意が表明される。例えば、香川豊彦は「日本における救癩事業におきましても、私は政府のにとって参りました施策が非常に立派なものであるという風に考えて居りましたが、今又こうゆう募金計画に依って政府と民間とが一体になって癩の根絶を計ろうとして居られますことは従来から救癩事業に携わって参りましたものの一人と致しまして心から賛意を表するもので有ります」と述べている。

#### 第四 1953年の「らい予防法」

賀川もまた、「政府のにとって参りました施策」、すなわち絶対隔離政策を「非常に立派なもの」と評価し、今後の運動に期待しているが、ここで賀川は、今後の運動を「民間」の運動と認識していることに注目したい。

たしかに、財界をはじめ広く国民から募金を集めるという形式で藤楓協会は設立された。しかし、募金委員会の顧問には首相吉田茂以下、前厚生大臣黒川武雄、元厚生大臣広瀬久忠、建設大臣高橋龍太郎、宮内庁長官田島道治、衆議院議長林義朗、参議院議長佐藤尚武らが名を連ね、常務理事には厚生省公衆衛生局長山口正義、元厚生次官児玉政介、前厚生事務次官葛西嘉資、元厚生省予防局長高野六郎らが就いている。純粋な民間運動と言うことはできない。

また、藤楓協会も「名実共に純然たる民間団体」と自負しているが（『発刊のこぼし』、『藤楓協会だより』1号）、理事長に高野六郎、常務理事に元厚生省予防局長浜野規矩雄を配し、理事には山口正義、児玉政介、元内務次官赤木朝治、元厚生省衛生局長勝俣稔らを配している。厚生省の現職官僚、元官僚らが役員を務めていて、「純然たる民間団体」とは言うことはできない。

さらに、藤楓協会の府県支部を見ても、1953（昭和28）年段階では、熊本県支部・愛知県支部の支部長は知事、副支部長は県衛生部長、常務理事は県予防課長、宮崎県支部の支部長は知事、副支部長は県衛生部長と県民生労働部長、常務理事は県予防課長、大阪府支部の支部長は知事、副支部長は副知事、常務理事は府衛生部長、福井県支部の支部長は知事、副支部長は副知事と県社会福祉協会長、理事長は県衛生部長、常務理事は県予防課長となっている。これを見ても、「純然たる民間団体」の構成ではない。

このように、藤楓協会は、その誕生から厚生省と一体の関係にあったのである。皇室の「仁慈」を強調することにより、全患協の運動を抑制し、「純然たる民間団体」を装って、「文化国家」に反するハンセン病患者の絶滅を目指し、隔離強化という国策を支持する世論を喚起したのである。

#### 3. 厚生省の方針を支持

厚生労働省所蔵の「昭和二十八年三月十五日起 らい予防法案関係一件綴」のなかに厚生省の野紙2枚に記されたメモが収められている。内容から厚生省が「癩予防法」の改正法案を作成していた1953（昭和28）年2月頃に、厚生省が藤楓協会に改正法案を示し、意見を聴取した際のメモと推定される。意見を求められているのは、西野、勝俣、高野、濱野、下村の4名で、勝俣は勝俣稔、高野は高野六郎、濱野は濱野規矩雄で歴代の厚生省予防局長、下村は下村宏（海南）と推測できる。下村は藤楓協会会長、高野は同理事長、濱野は常務理事である。こうしたことから、このメモは厚生省が藤楓協会幹部に改正法案についての意見を聴取した際のもものと推定できる。そこで、患者の収容について、濱野は「気持は完全収容」、高野も「完全収容のつもりでやれ」と述べ、患者への懲戒については、高野は「駐在所の駐在にすればよい」、濱野は「職員的一名位を警察官にする」と述べている。断片的なメモではあるが、これらの記述にもとづけば、高野、濱野は強制収容と懲戒検束規定を肯定していると判断できる。

1954（昭和29）年1月に藤楓協会は『らい予防法の改正について』を発行する。そこには「かりに改正された、らい予防法に問題が残ったとしても、それは将来いろいろな問題との関連において、

解決されることであろう」と、きわめて楽観的な見解が述べられている。藤楓協会の言う残された問題こそが、あまりにも大きいのであるが、同協会は、それを具体的には示さず、自らの見解もいっさい記さなかった。このように、藤楓協会は、「癩予防法」改正のとき、その立場は厚生省の方針を支持していたのである。

その姿勢は以後も一貫する。それを1954（昭和29）年に顕在化した熊本市の龍田寮児童通学拒否事件への対応に見てみよう。1954（昭和29）年10月27日付全患協事務局の「支部報」249号掲載の菊池支部長玉城正秀「藤楓協会に対する抗議について」によれば、藤楓協会の会長下村宏と常務理事浜野規矩雄は、児童通学を実現するべく訪問してきた菊池恵楓園長宮崎松記と通学賛成派に対し、「君たちは何しに来たんだ、熊本の恥さらしに来たのか」と怒ったという。また、1954（昭和29）年11月9日付「支部報」に掲載の全患協事務局長盾木弘「藤楓協会高野理事長と東北支部の面談について」によれば、10月29日に東北新生園の入所者自治会と会談した藤楓協会理事長高野六郎は、龍田寮の問題について「あの問題は難しい。反対派が七、八割で知事も市長もさじを投げているようであり、反対派の中には医者でありながら『之は法律や科学で解決すべき問題ではない』とつぶやいている様な有様ですべてが感情である。こうなればもう梃でも動くものではない。従つて私はまともな話し合いの出来る様に尽くしたいと思つている」と語つたという。いずれの記事にしても、藤楓協会の龍田寮児童通学問題に対する対応は冷ややかである。

しかし、高野は「まともな話し合いの出来る様に尽くしたい」とも語っている。では、どのような働きかけをしたのか。藤楓協会は、1955（昭和30）年によく対応を示す。通学賛成派の「ゆかり会」が2月下旬にまとめた「続其後の経過」によれば、常務理事の浜野が解決案を提示している。しかし、それは熊本商科大学の高橋学長が大学施設に引き取ることを申し出た新1年生の子どもたちを「東京又は京都の協会寮に受入収容したい」というもので、事実上、新1年生の黒髪小学校入学を否定する提案であった。当然、賛成派はこの提案には同意しなかった。ところが、3月18日、藤楓協会の理事長高野は宮崎松記に対し、藤楓協会が「保育児童の職業補導並びに保護育成のための施設を所謂都会地に設置すること」とし、その準備が完了したと伝えている。しかも、その施設を「同一場所に多数設置することは、諸般の情勢に顧み、必ずしも適当でないと考えられますので、取敢えず右施設を分散設置した」という。藤楓協会は、賛成派が同意していないにもかかわらず、龍田寮の子どもたちを分散させる準備を進めたのである。藤楓協会の姿勢は、龍田寮の子どもたちの前途に配慮したかのポーズをとりながらも、その基調は龍田寮を解体させ、子どもたちを分散させることを目的にするものであった。

#### 四 皇族の療養所訪問

こうした藤楓協会が国民に強く訴えたのが皇室の「仁慈」である。一般的に、日本の医療・福祉関係の施設・団体には多くの皇族が顔を並べている。日本赤十字社を筆頭に多くの皇族が名誉総裁などの地位を占め、また、皇族が旅行すると必ずと言っていいほど、病院や福祉施設を慰問する。戦前は、男性皇族は軍務に就き、女性皇族は軍事救護や福祉に関わるという、まさに厳父と慈母と

#### 第四 1953年の「らい予防法」

いうイエ制度に基づくジェンダー的役割分担をおこなってきたが、戦後は男女とも、福祉の顔を国民に向けることになった。

ハンセン病に関しては、特にそれが顕著である。藤楓協会のみならず、菊池恵楓園、邑久光明園の園名には、いまだに皇后たちの印章や諡号が使われている。戦後の皇族は、どれほどハンセン病と関わってきたのか。

皇族のなかでは高松宮宣仁が頻繁に療養所を訪れている。高松宮は、藤楓協会の初代総裁であり、1987（昭和62）年に死去した後は、妻の喜久子が総裁を継いだ。貞明皇后に続き、高松宮は皇室のハンセン病患者への「仁慈」の象徴となった。

ここで、特に注目すべきは占領期の高松宮の行動である。高松宮は1947（昭和22）年から1951（昭和26）年までの5年間に、全国9か所の療養所を廻っている。これは、高松宮の自発的なものだったとは考えられない。皇族の行動には、それなりの意味がある。

これについて、GHQの公衆衛生福祉局（PHW）の局長クロフォード・F・サムスは、「わたしは天皇の兄弟の中の一人（高松宮）を福祉の領域での天皇家の代表として活用した」と回想している（「クロフォード・F・サムズ博士の“証言”」、社会福祉研究所編『占領期における社会福祉資料に関する報告書』、同研究所、1978年）。

公刊された『高松宮日記』（中央公論社）は1947（昭和22）年までであるが、そこにはサムスの名前が4回登場する。1946（昭和21）年4月5日・4月7日・5月23日・6月14日である。高松宮は4月7日にはサムスに会い、5月23日には晚餐をともにしている。

『高松宮日記』の巻末略年譜によれば、敗戦直前の1945（昭和20）年7月21日、高松宮は日本赤十字社総裁に就任、さらに敗戦後の8月21日には恩賜財団済生会総裁、8月25日には恩賜財団慶福会、1946（昭和21）年3月13日には恩賜財団同胞援護会総裁、1947（昭和22）年9月13日には共同募金中央委員会総裁に、それぞれ就任したと記されている。これはサムスの回想を裏付けるものである。この後、1948（昭和23）年7月、高松宮は各団体の総裁役を退き、以後はスキー競技の普及に努めている。

また、星塚敬愛園自治会の『名もなき星たちよ』（1985年）は、1948（昭和23）年6月2日の高松宮夫妻の敬愛園訪問について、「庶民的な高松宮は休憩時間に出された茶菓子のなかから、焼芋を選ばれて塩沼園長を恐縮させた。また、重病棟慰問では、予定コースの冠病棟（眼科）とは反対側の白鳥病棟（外科）に入れ、園長をはじめ、厚生省、県からの随行者をすっかり慌てさせた。……（中略）……高松宮は施設で用意した予防着は着けられず、平服のままであった。礼拝堂の歓迎式場を出られた両殿下は、自治会代表の陳情を息がかかるほどの至近距離で受けられ、つめかけた報道陣や関係者を驚かせた」と伝えている。